

別記第43号様式(2)(第四十七条関係)

表 面

<div>← 12cm →</div>	
<div>第 号</div> <div>官 職</div> <div>氏 名</div> <div>年 月 日生</div> <div>麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による精神保健 指定医の証</div> <div>年 月 日発行</div> <div>都道府県</div> <div>印</div>	<div>写真 ち ょ う 付 面</div>
<div>↑ 8cm ↓</div>	

裏 面

この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。

麻薬及び向精神薬取締法抜粋

第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。

2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第6項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。

3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に

出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまることを求めることができる。

4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。

5 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 第50条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受診者の名誉を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第2項に規定する事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

8 (省略)

9 (省略)